第137期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

計算書類の個別注記表
連結計算書類の連結注記表

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

株式会社高知銀行

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１． 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２． 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３． デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４． 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	39	年	～	50　年
その他	5	年	～	10　年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５． 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,236百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

７． 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益の増加額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１． 貸出金のうち、破綻先債権額は318百万円、延滞債権額は28,469百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２． 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,691百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,478百万円であります。

なお、上記**１．**から**４．**に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,031百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	97,095百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,528百万円
借用金	83,600百万円
その他の負債	3,134百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,513百万円及び預け金18百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金等2,256百万円が含まれております。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は175,649百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが174,230百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　5,321百万円

９．有形固定資産の減価償却累計額　11,826百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　　850百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,590百万円であります。

12．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　54百万円

13．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 260百万円

14．関係会社に対する金銭債権総額　3,119百万円

15．関係会社に対する金銭債務総額　　826百万円

（損益計算書関係）

１． 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	32	百万円
役務取引等に係る収益総額	10	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3	百万円
関係会社との取引による費用		
資金調達取引に係る費用総額	0	百万円
その他の取引に係る費用総額	421	百万円

２． 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	土地	80
		建物	20
	社宅	土地	10
		建物	10

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

3．関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	岩﨑 笑 岩﨑文明 （注2）	— —	— —	— 当行監査役	— 0.03	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△3 1	貸出金	54
役員及びその近親者	岩﨑 笑	—	—	—	—	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△2 0	貸出金 （注3）	3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ブライト （注4）	高知県高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 （注5）	△2 0 1	貸出金 （注3）	13
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社シーアールエフ （注4）	高知県高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 （注5）	△4 0 4	貸出金	12

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2)岩﨑笑と監査役岩﨑文明は連帯債務者であります。

(注3)監査役岩﨑文明が連帯保証契約を締結しております。

(注4)監査役岩﨑文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注5)土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸借契約を締結しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	980	6	94	892	（注）
合　計	980	6	94	892	

（注）自己株式における普通株式の増加株式数 6 千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数 94 千株は、ストック・オプションの行使等に対応したものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１． 売買目的有価証券（平成 29 年３月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	4

２． 満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３． 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、子会社等組合出資金はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、子会社等組合出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	318
関連法人等株式	－
組合出資金	284
合計	603

４．その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,687	6,821	3,865
	債券	195,303	190,232	5,070
	国債	86,875	83,752	3,123
	地方債	9,815	9,344	470
	社債	98,612	97,135	1,476
	その他	45,523	43,690	1,832
	外国債券	30,739	29,955	783
	小計	251,513	240,744	10,769
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,718	4,107	△388
	債券	20,703	21,089	△386
	国債	1,907	1,996	△89
	地方債	791	800	△8
	社債	18,004	18,293	△288
	その他	40,800	41,967	△1,166
	外国債券	16,124	16,428	△303
	小計	65,222	67,164	△1,941
合計		316,736	307,908	8,827

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	874
組合出資金	71
合計	946

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 28 年４月１日 至 平成 29 年３月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,643	287	△134
債券	19,208	611	△29
国債	3,647	542	－
地方債	－	－	－
社債	15,561	68	△29
その他	2,210	0	△22
外国債券	2,134	0	△0
合計	25,062	900	△185

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

① 時価が取得原価に対して 50%以上下落している場合

② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	8

２．満期保有目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	4,093	百万円
退職給付引当金	1,018	
その他有価証券評価差額金	577	
固定資産の減損損失	302	
有価証券評価損	195	
賞与引当金	115	
繰延資産	97	
減価償却	59	
その他	348	
繰延税金資産小計	6,808	
評価性引当額	△3,822	
繰延税金資産合計	2,986	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,216	
固定資産圧縮積立金	△104	
繰延税金負債合計	△3,320	
繰延税金資産の純額	△333	百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	515 円 55 銭
１株当たりの当期純利益金額	18 円 91 銭

（重要な後発事象）

（単元株式数の変更及び株式併合）

当行は、平成 29 年５月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会に単元株式数の変更及び株式併合、定款の一部変更について付議することを決議しました。

なお、普通株主、第１種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しています。

１．単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場株式会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一する取り組みが推進されていることを踏まえ、当行株式の普通株式の売買単位となる単元株式数を変更することとしました。併せて、第１種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を変更することとしました。

(2) 変更の内容

普通株式及び第１種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株へ変更します。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会及び普通株主、第１種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とします。

２．株式併合

(1) 株式併合の目的

上記 1.単元株式数の変更に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主の議決権数に変更が生じることがないよう、10 株を 1 株に併合する株式併合を行うこととしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式及び第１種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式及び第１種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 （平成 29 年 3 月 31 日）	普通株式 第１種優先株式	102,448,000 株 75,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式 第１種優先株式	92,203,200 株 67,500,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式 第１種優先株式	10,244,800 株 7,500,000 株

（注）上記「株式併合前の発行済株式総数」「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に基づき算出した理論値です。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(4) 併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会及び普通株主、第１種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とします。

(5) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成 29 年５月 12 日
株主総会決議日	平成 29 年６月 27 日（予定）
単元株式数の変更及び株式併合	平成 29 年 10 月１日（予定）

(6) 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりです。

	当事業年度 （自　平成 28 年４月１日 至　平成 29 年３月 31 日）
１株当たりの純資産額	5,155 円 53 銭
１株当たりの当期純利益金額	189 円 15 銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　３社

株式会社　高銀ビジネス

オーシャンリース　株式会社

株式会社　高知カード

(2) 非連結の子会社及び子法人等　　１社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．負ののれんの償却に関する事項

20 年間の定額法により償却を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	39　年　～　50　年
その他	5　年　～　10　年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては､当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(５年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,236百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年３月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は０百万円減少しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益の増加額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日)を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は 319 百万円、延滞債権額は 28,489 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,691 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,500 百万円であります。

なお、上記**１．**から**４．**に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,031 百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	97,095 百万円
リース債権及びリース投資資産	921 百万円
現金預け金	40 百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,528 百万円
借用金	84,143 百万円
その他負債	3,134 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 7,513 百万円、現金預け金 18 百万円及びその他資産６百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金等 2,273 百万円が含まれております。

７． 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 175,024 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 173,605 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８． 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　5,321 百万円

９． 有形固定資産の減価償却累計額　14,399 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　　850 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 8,590 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益 287 百万円及び金銭の信託運用益 87 百万円を含んでおります。

２．「その他の経常費用」には、貸出金償却 154 百万円及び株式等売却損 134 百万円を含んでおります。

３．継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	土地	80
		建物	20
	社宅	土地	10
		建物	10

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	―	―	102,448	
第１種優先株式	75,000	―	―	75,000	
合　計	177,448	―	―	177,448	
自己株式					
普通株式	980	6	94	892	（注）
合　計	980	6	94	892	

（注）自己株式における普通株式の増加株式数６千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数 94 千株は、ストック・オプションの行使等に対応したものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					49	
合計		―					49	

３．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総　額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年６月 28 日定時株主総会	普通株式	152 百万円	1.50 円	平成 28 年３月 31 日	平成 28 年６月 29 日
	第１種優先株式	124 百万円	1.6608 円	平成 28 年３月 31 日	平成 28 年６月 29 日
平成 28 年 11 月８日取締役会	普通株式	101 百万円	1.00 円	平成 28 年９月 30 日	平成 28 年 12 月２日
	第１種優先株式	77 百万円	1.0272 円	平成 28 年９月 30 日	平成 28 年 12 月２日
合計		455 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	152百万円	その他利益剰余金	1.50円	平成29年3月31日	平成29年6月28日
	第1種優先株式	115百万円	その他利益剰余金	1.5408円	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(金融商品関係)

1． 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っています。

（ⅰ） 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間５年で計測した金利変動の１％タイル値・99％タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

（ⅱ） 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

（ⅲ） 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っています。

（ⅳ） 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度として VaR を利用することにより管理しています。VaR の計測手法には分散共分散法を用いており、過去１年間のヒストリカル・データに基づき、リスク・ファクター間の相関を考慮し、保有期間 120 日、信頼区間片側 99.0％によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、平成 29 年３月 31 日時点における、当行単体の VaR の値は 9,939 百万円です。VaR 計測モデルについては、定期的にバック・テスティングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法による VaR は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金預け金	67,779	67,779	－
(2)　商品有価証券			
売買目的有価証券	405	405	－
(3)　金銭の信託	1,069	1,069	－
(4)　有価証券			
その他有価証券	311,973	311,973	－
(5)　貸出金	685,883		
貸倒引当金(＊)	△ 11,760		
	674,123	676,631	2,508
資産計	1,055,351	1,057,860	2,508
(1)　預金	899,326	899,900	573
(2)　譲渡性預金	14,720	14,720	－
(3)　借用金	88,704	88,530	△ 174
負債計	1,002,750	1,003,150	399

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（＊１）（＊２）	936
②組合出資金（＊３）	360
合　計	1,297

（＊１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

（＊３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	54,525	―	―	―	―	―
有価証券	32,005	88,103	55,390	16,855	30,282	52,829
その他有価証券のうち満期があるもの	32,005	88,103	55,390	16,855	30,282	52,829
貸出金（＊）	182,853	131,893	99,017	59,941	54,312	105,057
合　　計	269,384	219,997	154,407	76,797	84,595	157,886

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,831百万円、期間の定めのないもの23,976百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金（＊）	771,999	123,185	4,011	76	12	41
譲渡性預金	14,720	―	―	―	―	―
借用金	13,883	32,163	42,456	141	58	―
合　　計	800,603	155,349	46,467	218	71	41

（＊）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　532　円　32　銭

１株当たりの当期純利益金額　　19　円　83　銭

（重要な後発事象）

（単元株式数の変更及び株式併合）

当行は、平成 29 年５月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年６月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会に単元株式数の変更及び株式併合、定款の一部変更について付議することを決議しました。

なお、普通株主、第１種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しています。

１．単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場株式会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一する取り組みが推進されていることを踏まえ、当行株式の普通株式の売買単位となる単元株式数を変更することとしました。併せて、第１種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を変更することとしました。

(2) 変更の内容

普通株式及び第１種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株へ変更します。

(3) 変更の条件

平成 29 年６月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会及び普通株主、第１種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とします。

２．株式併合

(1) 株式併合の目的

上記 1.単元株式数の変更に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主の議決権数に変更が生じることがないよう、10 株を１株に併合する株式併合を行うこととしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式及び第１種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式及び第１種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月１日をもって、同年９月 30 日（実質上９月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式 10 株につき１株の割合で併合します。

②併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 （平成 29 年 3 月 31 日）	普通株式 第 1 種優先株式	102,448,000 株 75,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式 第 1 種優先株式	92,203,200 株 67,500,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式 第 1 種優先株式	10,244,800 株 7,500,000 株

（注）上記「株式併合前の発行済株式総数」「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に基づき算出した理論値です。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(4) 併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 137 期定時株主総会及び普通株主、第 1 種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とします。

(5) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）
単元株式数の変更及び株式併合	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(6) 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における 1 株当たり情報は以下のとおりです。

	当連結会計年度 （自　平成 28 年 4 月 1 日 至　平成 29 年 3 月 31 日）
1 株当たりの純資産額	5,323 円 31 銭
1 株当たりの当期純利益金額	198 円 32 銭